

フロン排出抑制法説明会(滋賀県)

(滋賀県内事業者向け説明会)

平成25年6月にフロン回収・破壊法が改正され、平成27年4月より「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」として施行されました。

機器のユーザーの皆様には、使用中の業務用冷凍空調機器からのフロン類の漏えいを未然に防ぐため、全ての業務用冷凍空調機器を対象に定期点検等の管理義務が課せられることとなりました。この説明会では、各事業所において業務用冷凍空調機器の管理を担当される皆様にフロン排出抑制法の概要と管理者の責務について説明します。

※ フロン排出法の概要については、滋賀県ホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/furon.html>)をご参照ください

日時

平成28年 **1月12日(火)** 13:30~16:00

会場

滋賀県庁 新館7階大会議室 (滋賀県大津市京町四丁目1番1号)
※ 駐車場の収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

定員

定員 **150名**

内容

1. フロン排出抑制法の概要について
2. 管理者の点検項目について
3. 算定漏えい量の報告について
4. その他

講師

- 一般社団法人日本冷凍空調工業会 松田憲兒 氏
- 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 作井正人 氏

参加費
無料



申込締切 平成27年1月6日(水)まで

申込先・問合せ先

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 環境管理係 担当 那須(なす)

TEL:077-528-3357 FAX:077-528-4844 E-mail:de0003@pref.shiga.lg.jp

※ 申込方法は、裏面をご覧ください

申込方法

説明会の参加を希望される方は、以下①～③のいずれかの方法で申込みください。

- ※ 先着順により受付し、定員になり次第、申込みを締め切らせていただきますので、ご了承ください。
- ※ 1事業所につき、2名様までとします。

申込み締切 平成27年1月6日(水)

申込方法① 「しがねっと受付サービス」による申込み

以下の URL もしくは、QR コードから「しがねっと受付サービス」にアクセスし、必要事項を入力の上、申込を行ってしてください。

なお、申込み時には、メールアドレスの入力が必要となります。

- ※ 申込み時に入力していただいたメールアドレスに申込受付完了のメールを送信いたします。

○パソコン用 URL (http://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3477)

※ 滋賀県 HP 内「しがネット受付サービス」から「フロン排出抑制法説明会」と検索していただいても結構です。

しがネット受付サービス URL (<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/it/shinsei/shiganet.html>)

○スマートフォン用 QR コード



申込方法② 電子メールによる申込み

メール本文に以下の必要事項を記入の上、指定のメールアドレスに送信してください。

1. 会社・事業場名
2. 会社・事業場所在地
3. 連絡先(電話番号)
4. メールアドレスおよび FAX 番号
5. 所属
6. 参加を希望される方の氏名(2名まで)

(送信先メールアドレス)

ゼロゼロゼロサン エルジー
de0003@pref.shiga.lg.jp (琵琶湖環境部環境政策課環境管理係メールアドレス)

- ※ 受講の可否については、開催の1週間前頃までに送付元のメールアドレスあてにご連絡します。

申込方法③ FAXによる申込み

申込方法②の必要事項(1～6)をご記入いただき、FAX 番号(077-528-4844)まで送信してください。

- ※ 受講の可否については、開催の1週間前頃までに記入いただいたメールアドレスもしくは FAX 番号あてにご連絡します。